経済産業省

20170530中庁第１号
平成２９年７月２０日

各　　位

中小企業庁長官

平成２９年中小企業実態基本調査への御協力のお願い

平素より、経済産業行政及び中小企業行政に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

中小企業庁では、地域の経済と雇用を支える中小企業・小規模事業者の皆様が稼ぐ力を一層高め、経済の好循環につなげていくことが重要であるとの考えに立ち、取引条件の改善、人材不足への対応、新たな製品・サービスの開発や販路開拓、円滑な事業承継等に向けた様々な施策を実施しております。

また、これらの施策の企画・立案及び効果的な実施のためには、中小企業・小規模事業者の皆様の現状を精緻に把握する必要があることから、中小企業基本法第１０条の規定により定期的に各種調査を実施してまいりました。

このたび、御協力をお願いいたします「平成２９年中小企業実態基本調査」は、平成１６年度に創設され、今年で１４回目を迎える調査であり、中小企業・小規模事業者の財務面や経営面の基礎的なデータを把握する上で極めて重要な調査です。

お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨を御理解いただき、調査票の提出に御協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、本調査につきましては業務委託により実施しておりますが、統計法（平成１９年法律第５３号）第４１条第４号により、調査票に記入された事項の秘密は厳重に保護され、統計上の目的以外に使用されることはありませんので、御協力をお願い申し上げます。

SAMPLE

調査のご案内

本冊子は、平成２９年中小企業実態基本調査の対象として選ばせていただいた皆様に、調査内容や調査へのご協力のお願いについてご案内するものです。

また、調査票は、同封の調査票にご記入いただいて返信いただくほか、インターネットによる回答も可能となっており、その回答方法についてもご案内するものです。

●よくあるご質問　1ページ
●インターネットによる回答の手引　2ページ

同封した書類のご案内と提出方法、提出期限について

①調査のご案内（本冊子）

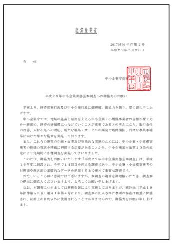

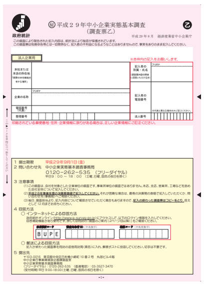

②調査票（調査票の種類により色は異なります）

調査対象企業（個人事業者含む）の皆様にご記入いただく書類です。
インターネットあるいは送付した調査票に直接ご記入いただく方法でご回答いただけます。
※インターネットでのご回答方法は本冊子の２ページ目以降をご覧ください。

③業種分類表・国地域分類表

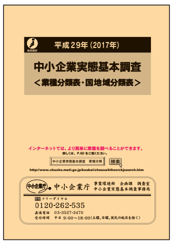

※業種コードはインターネットでも検索できます。

インターネットでのご回答

提出期限
９月１日（金）

郵送によるご回答

①調査のご案内（本冊子２ページ目以降）

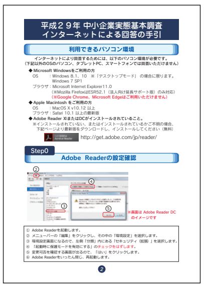

④返信用封筒（切手不要）

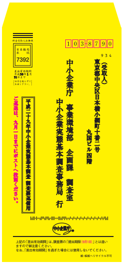

◆調査に関するお問い合わせ先
中小企業実態基本調査事務局
電　　話：0120-262-535（フリーダイヤル）
　　　　　03-3527-3470（直通）
受付時間：平日 9:00～18:00（土曜、日曜、国民の祝日を除く）

よくあるご質問

Q1 どこが調査を実施しているの？

中小企業（個人事業者含む）全般に共通する財務情報、経営情報等を把握するために、中小企業庁が毎年実施している調査です。担当は、中小企業庁事業環境部企画課調査室です。また、皆様からのご質問に対して専門にお答えする中小企業実態基本調査事務局を開設しています。

Q2 調査対象はどのように選ぶのですか？

総務省が実施した経済センサス-基礎調査等の結果をもとに、全国の中小企業（個人事業者含む）の中から約11万社を選出しています。
選出にあたっては、各業種別、規模別の中小企業（個人事業者含む）の実態を把握できるように、各地域、各業種、規模別に一定数の企業を選出しています。そのため、貴社と同業種・規模の企業が少ない場合には、申し訳ございませんが、連続または隔年でご協力をお願いする場合もございます。

Q3 この調査に回答しなければならないのですか？

この調査は、中小企業（個人事業者含む）の実態を把握する、統計法に基づき総務大臣の承認を得て行う唯一の調査です。中小企業（個人事業者含む）の皆様に役立つ施策を企画・立案・実行するために利用されます。調査の趣旨をご理解のうえご協力をお願いします。

Q4 税務資料や、他の同じような調査の結果を利用すれば、このような調査を実施しなくてもよいのではないですか？

法令により税務資料を統計調査の代わりとして使用したり、逆に調査票の記入内容を税の資料等に使用することは禁じられています。
中小企業実態基本調査では、他の統計調査では調査しない、中小企業（個人事業者含む）の皆様の財務情報、経営情報及び設備投資動向などを調査するものであり、調査事項が大きく異なります。
お手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

Q5 小規模なため、書ける範囲が少ないのですが・・・

該当する範囲で構いませんので、ご回答のほどお願いいたします。

Q6 財務情報について答える場合、どの期間の内容が該当しますか?

法人の方は、平成28年度決算書をもとにご回答ください。それが難しい場合は、最寄りの決算期の数値で記入してください。また決算月が8月の場合は、平成27年度の決算書をもとにご回答ください。
個人事業者の方は、平成28年分所得税青色申告決算書または白色申告平成28年収支内訳書をもとにご回答ください。

Q7 自社の業種がわからないのですが・・・

同封している『業種分類表・国地域分類表』（オレンジ色の冊子）の1ページに分類番号の検索手順を掲載してあります。
また、インターネットでも、業種を検索することができます。詳しくは、『業種分類表・国地域分類表』の60ページをご覧ください。

Q8 情報の管理が心配です

ご回答いただいた内容は、統計法に則り、個別の企業の情報が外部に漏れることのように秘密を保護します。また、ご回答いただいた調査票は情報の漏えい等が発生することのないように、細心の注意を払って管理します。インターネットで回答される場合の通信経路上の情報のやりとりについても、盗み見等を防ぎ、安全な通信を行うために、TLSにより暗号化しています。

ご不明な点や、ご質問などは、5ページ目記載の事務局まで、お気軽にご連絡ください。

平成２９年 中小企業実態基本調査
インターネットによる回答の手引

利用できるパソコン環境

インターネットにより回答するためには、以下のパソコン環境が必要です。
（下記以外のOSのパソコン、タブレットPC、スマートフォンでは回答いただけません）

◆ **Microsoft Windowsをご利用の方**

OS　　　：Windows 8.1、10　※「デスクトップモード」 の場合に限ります。
　　　　　Windows 7 SP1

ブラウザ：Microsoft Internet Explorer11.0
　　　　　（※Mozilla FirefoxはESR52.1（法人向け延長サポート版）のみ対応）
　　　　　（※Google Chrome、Microsoft Edgeはご利用いただけません）

◆ **Apple Macintosh をご利用の方**

OS　　　：MacOS X v10.12 以上

ブラウザ：Safari 10.1 以上の最新版

◆ **Adobe Reader XIまたはDCがインストールされていること。**

※インストールされていない、またはインストールされているかご不明の場合、
下記ページより最新版をダウンロードし、インストールしてください（無料）

Get Adobe Acrobat Reader　http://get.adobe.com/jp/reader/

Step0
Adobe Readerの設定確認

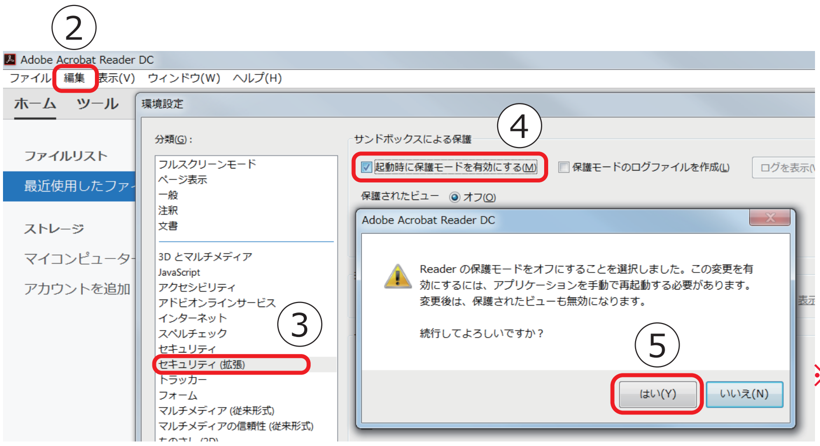

※画面は Adobe Reader DC のイメージです

① Adobe Readerを起動します。
② メニューバーの「編集」をクリックし、その中の「環境設定」を選択します。
③ 環境設定画面になるので、左側「分類」内にある「セキュリティ（拡張）」を選択します。
④ 「起動時に保護モードを有効にする」のチェックをはずします。
⑤ 変更可否を確認する画面が出るので、「はい」をクリックします。
⑥ Adobe Readerをいったん閉じ、再起動します。

Step1 政府統計オンラインにログイン

画面デザインは異なることがあります。

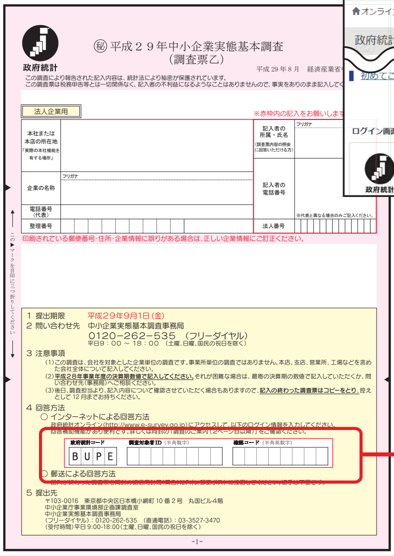

※左図の紙調査票は、調査票乙のイメージです。お手元の調査票が、甲（法人企業用）または甲（個人事業者用）の場合も、表紙の下段の同様の箇所に「ログイン情報」が印刷されています

① 「政府統計オンライン」を検索するか、「http://www.e-survey.go.jp/」を入力し、政府統計オンライン総合窓口にアクセスします。
② 画面下の「ログイン画面へ」をクリックします。
③ お手元の紙調査票の下段にある「ログイン情報」を画面の該当箇所に入力します。
- ✓ 政府統計コード ：BUPE（半角英字、大文字）
- ✓ 調査対象者ID ：8文字（半角数字）
- ✓ 確認コード(パスワード)：8文字（半角英数字及び記号。大文字、小文字が区別されます）

④ 「ログイン」をクリックします。

Step2 確認コードの変更

最初のログイン時に「確認コード」（パスワード）の変更が必要です。
- ✓ 半角英数８文字以上32文字以内で、大文字、小文字、数字を１文字以上含むこと
- ✓ 「確認コード」（パスワード）は意味ある文字列や固有名詞にはできません（例：Password、Tokyo、Windows、Soumu 等、意味のある文字列は不可）

Step3 連絡先情報の登録

① 連絡先となるご回答担当者のメールアドレスを入力し、画面右下の「登録」をクリックします。
② 別画面で登録可否を聞かれるので、「OK」ボタンをクリックします。

Step4
電子調査票（PDF）のダウンロード

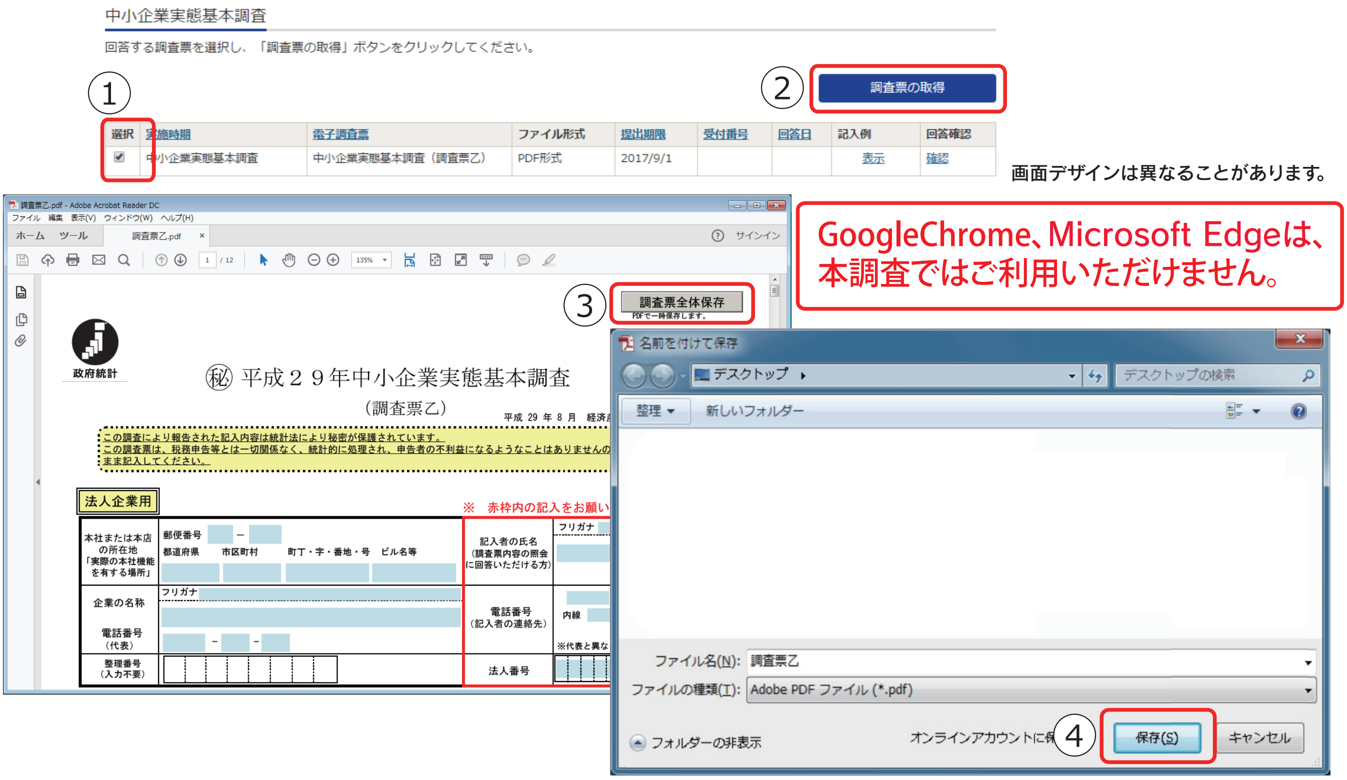

画面デザインは異なることがあります。

GoogleChrome、Microsoft Edgeは、本調査ではご利用いただけません。

① 「中小企業実態基本調査」の調査票の「選択」欄にチェックを入れて下さい。
② 「調査票の取得」をクリックします。
③ 「電子調査票（PDF）」が表示されるので、画面右上の「調査票全体保存」をクリックします。
④ 「電子調査票（PDF)」をパソコン内の任意の場所に保存します。

Step5
電子調査票（PDF）への回答の入力

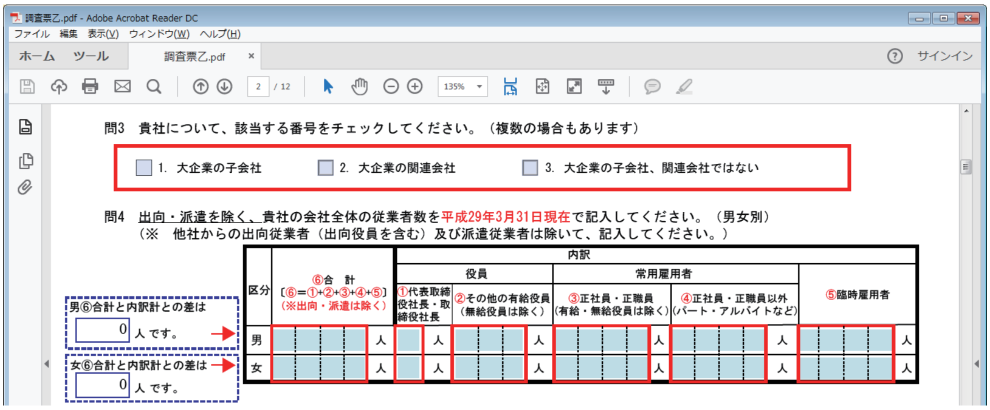

① ダウンロードした電子調査票（PDF）を保存した場所から開きます。
② 紙調査票の見開き左ページの説明を見ながら、赤枠部分に回答を入力します。

※調査票作成中は、調査票（PDF）右下の「調査票全体保存」を適宜クリックし、こまめな保存をお勧めします。

✓ 合計値と内訳計に差がある場合、不整合の内容を表示する機能があります。

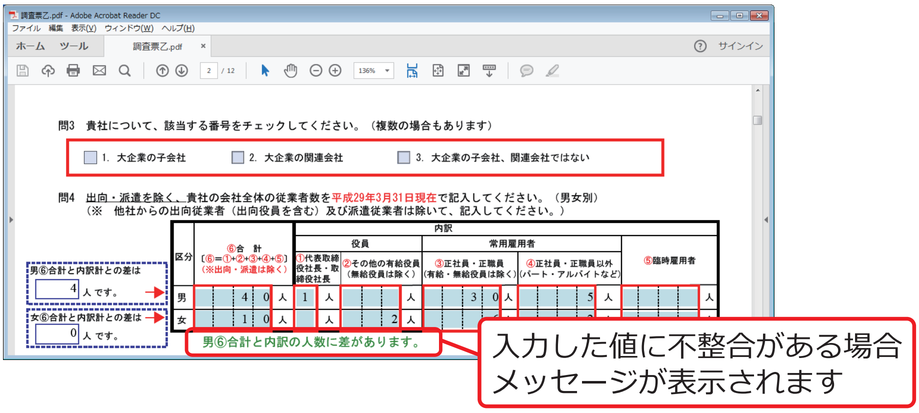

Step6

電子調査票（PDF）の送信（提出）

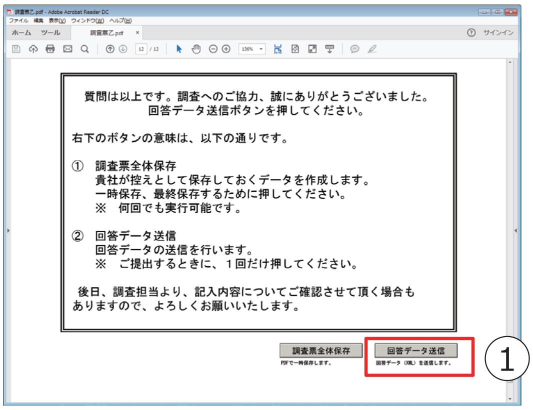

① 「回答データ送信」をクリックします。
② 回答データの保存を聞かれるので、「はい」をクリックします。
③ Step２で変更した「新しい確認コード」を入力します。
④ 「送信実行」をクリックします。（通信を許可するか聞かれた場合、「許可」をクリックします）
⑤ 送信が完了すると、完了を示す画面が表示されます。

✓ Adobe Readerの環境設定を保護モードに戻してください。

✓ Step0 の手順④で無効にした保護モードを、同じ手順で有効にもどしてください。

●調査票がダウンロードできない、表示されない、送信できない等の場合、以下をご覧いただき、ご利用のパソコン環境が必要要件を満たしているかご確認ください。

「政府統計オンライン調査総合窓口」⇒「利用に当たってのお願い」
（http://www.e-survey.go.jp/top1/guide/attention.html）

●操作法等のご不明点は、以下までお問い合わせ下さい。

◆調査に関するお問い合わせ先
中小企業実態基本調査事務局
電　　話：フリーダイヤル 0120-262-535（フリーダイヤル）
03-3527-3470
受付時間：平日 9:00～18:00（土曜、日曜、国民の祝日を除く）